

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、東京都管工事工業協同組合の皆様でいらっしゃいます。

（東京都管工事工業協同組合 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内いたします。お席のほうにお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 今日は、五十嵐理事長はじめとする組合員の皆さん、ご来庁いただきました。日頃より様々ご協力いただいております。

特に能登半島地震のときには早速現場に出向かれて、応急復旧にもご協力いただいておりますが、日々、都民の生活のライフラインそのものでございますので、給排水設備の日々の維持、そして、災害時の水道施設の迅速な復旧など、極めて都民生活に重要な部分を担っていただいております。

今日は、現場の実態に精通される皆様方でございますので、最新の動きなど、また、ご要望を伺わせていただこうと思います。よろしくをお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望をぜひお聞かせいただきますようよろしくお願いいたします。

○東京都管工事工業協同組合（五十嵐理事長） 東京都管工事工業協同組合の理事長の五十嵐でございます。本日は、私ども組合のためにこのような聴取の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度に引き続きまして、東京都の令和7年度予算要望に係る提出をさせていただきますが、担当の副理事長である藤田のほうからこれから説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○東京都管工事工業協同組合（藤田副理事長） 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

私たち団体概要と要望内容の説明をさせていただきます。

当組合は、昭和24年10月、東京23区内の管工事業を営む小規模事業所を中心に発足し、現在、組合員数は1,003社です。組合員の多くが水道局及び下水道局の指定事業者として、両事業の最前線で日々業務に取り組んでおります。特に災害時の対応につきましては、水道局並びに下水道局と協定を締結しており、両局にとりまして不可欠の存在であると自負しております。令和6年能登半島地震においては、1月中旬から5月末まで、32社、延べ41班を輪島市に派遣し、水道応急復旧活動に当たりました。

しかしながら、組合員はいまだ中小零細事業者が多く、財政的に脆弱で、経営に不安を抱えております。つきましては、令和7年度予算におきまして、次の4点を要望させていただきます。

第1に、東京都の業務推進に係る組合組織の活用です。

東京都は、東京の産業基盤を支える中小企業の活性化に取り組んでおり、特に区部の下水道事業は取り組むべき課題が多岐にわたる中、民間業者との連携を一層強化し、事業運営に当たると伺っております。

つきましては、災害時における排水設備の復旧や、排水なんでも相談所に対する協力体制を整え、官公需適格組合でもある当組合をこれら区部下水道事業の課題解決のために積極活用されることを要望いたします。

第2に、水道緊急工事の活用です。

東京都の漏水率が3%程度と低い現状において、水道緊急工事については、水道管の取替え工事が鋭意進んでいる中、年間を通した業務量がここ数年少なくなっております。本契約受注者は、突発的な漏水事故や災害復旧等の緊急を要する工事への対応という重要な役割を担っていることから、迅速かつ確実に対応できる業務体制、高い技術力及び信頼性を有すること等が必要であり、業務体制や高い技術力の維持には安定して業務に携わることが必要不可欠です。

つきましては、近い将来想定される首都直下型地震や他道府県発災時の応急復旧活動支援等への備えのためにも、水道緊急工事の活用を引き続き要望いたします。

第3に、給水スマートメータ設置に係る請負単価契約の活用及び円滑な実施です。

水道局では、デジタル技術を活用したお客様サービス向上と将来を見据えた業務の効率化、最適化等を目的として、メータ引換工事を主体に、令和6年度までに約13万個の給水スマートメータの先行導入を進め、その後、さらに進捗を図ると伺っております。ただ、給水スマートメータ設置の際には、新たな作業が発生します。

つきましては、給水スマートメータの設置につきましては、引き続き当契約を活用していただくとともに、給水スマートメータ設置が円滑に実施できるよう要望いたします。

第4に、小中口径メータ引換工事等請負単価契約におけるインフレスライド条項の適用の件です。

国土交通省では、公共工事設計労務単価を毎年3月に改定しておりますが、水道局請負工事単価契約の指名通知は新労務単価の公表より前に行われるため、年度当初の契約は旧年度の労務単価が適用されています。そのため、水道局では、新労務単価の適用に関する手続として、全受注者に対して契約金額の変更協議に関する同意書の提出を求め、全受注者が同意すれば、7月頃に契約変更となります。

しかしながら、請負工事単価7契約のうち、小中口径メータ引換工事の1契約のみ全受注者120社の同意が得られず、変更協議に至らない状況がしばらく継続しています。インフレスライド条項の適用には、受注者が書面をもって請求することは理解しておりますが、インフレスライドの趣旨並びにメリットを理解していない小中口径メータ引換工事受注者が存在していると推定されます。

なお、令和6年3月からの東京都における公共工事設計労務単価は、全職種単純平均

で、対前年度比約5.7%の上昇となっており、新労務単価への契約変更は受注者及び公共工事の品質確保にとりまして大きなメリットがあります。

つきましては、小中口径メータ引換工事においては、インフレスライド条項の一律適用、もしくは組合代理受領委任者に関しては、各受注者の個別同意書に代えて、理事長名の一括同意書の提出をもって認めていただくよう要望いたします。以上です。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 4点のご要望があったかと思えます。私のほうから、2番目の漏水修理工事について話をさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、まずは、能登半島地震のときの復旧工事に駆けつけていただいて、それも、そうですね、2回、何度もあったですね。そうそう、そうそう。大雨がまた降って、もう気の毒以外何物でもないですよ、あの被災地の皆さん。本当にご苦労さまでございました。

漏水は、おっしゃるように3%という、もう本当に世界的に見ても大変低い率でございますし、また貴重な水資源の浪費につながることを考えますと、極めて工事、その漏水を防ぐということは大事でございます。また、それによって道路が陥没したり、建物に浸水をしたりという二次災害をもたらす危険性もございますので、今後も適切な漏水防止対策に努めてまいります。

その他のご要望は、担当の局のほうからお答えをさせていただきます。

○司会 それでは、まず、佐々木下水道局長からお願いいたします。

○下水道局長 私のほうから、まず、第1のご要望についてでございますが、まず、日頃から宅地内における排水設備の工事や相談受付などの取組を通じまして、お客様サービスの向上に貢献いただき、誠にありがとうございます。

引き続き、皆様と締結しております災害時復旧協定に基づく防災訓練などを通じて、連携強化に努めてまいります。今後とも一層の下水道サービス向上のために、皆様との連携を深めるよう、意見交換を密に行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○司会 続きまして、西山水道局長、お願いいたします。

○水道局長 まず、私のほうから、日頃から水道施設の維持管理等を通じまして、水道事業へご尽力をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、3点お答えをさせていただきます。

まず、水道緊急工事請負単価契約につきましては、今後ともこうした単価契約を活用しながら、漏水の早期発見、早期修理及び漏水リスクの高い管の早期解消に努めてまいります。

次に、スマートメータにつきましては、令和4年から設置を開始しておりまして、本年、令和6年9月末時点で約10万4,000個の設置をしております。今後ともメータ引換工事等請負単価契約を活用するとともに、事業者向けに説明会を開催するなど、円滑な事

業の実施に取り組んでまいります。

それから、最後に、インフレスライド条項の適用につきましては、受注者の皆様にその趣旨及びメリットを十分に理解していただけるよう、変更協議の際に当局が提示する書類を工夫するなど、これまで以上に丁寧に説明をしております。

今後とも安全でおいしい高品質な水の安定供給に向け、皆様との連携をより一層深めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

○司会 お話をいただきました4点のご要望につきまして、東京都としてお答えをさせていただきます。よろしゅうございますか。

はい。

○東京都管工事工業協同組合（五十嵐理事長） 先ほど知事のほうからもお話ございました、今回の能登半島地震ですね、我々も延べ42班、道路の水道管復旧工事に従事させていただきましたけども、昨今もう首都圏直下型地震がいつ発災してもおかしくないということをおっしゃっておりますので、これ喫緊の課題としましては、東京でもし発災した場合、大変な被害、甚大な被害になることはもう火を見るより明らかだと思っております。水道管の耐震化も幹線道路ではほとんど、ほぼ完了しているってお聞きしておりますけども、やはり区道なり、市道なり、都道なりはまだ十分とは言えないかと思っております。

そこで、我々組合は常に、全国どこで発災しても水道管の復旧工事にはせまじができるように、常日頃から準備しております。その辺は今回の能登半島地震でもお分かりいただけるかなと思っておりますけども、これは東京で発災したときを考えると、水道局さん、そして下水道局さん主導の下、このシステムづくりをぜひお願いしたいなど。我々事業者としましては、いつでも出動できるような体制は、23区に全部事業者散らばっておりますので、いつでもできるような準備は整えておりますので、ぜひやっていただきたい。そのように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。防災面という面でもまた引き続き連携をさせていただければと思います。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京都管工事工業協同組合 退室）

○司会 続きまして、三多摩管工事協同組合の皆様でいらっしゃいます。

（三多摩管工事協同組合 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内いたします。お席のほうにお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 皆様、こんにちは。日頃より、松本理事長はじめとする組合の皆様方には大

変お世話になっております。ありがとうございます。生活に欠かせない水道でございますけれども、多摩地区の水道の安定供給ということで、維持管理などに取り組んでいただいております。

また、能登の地震の際、応急復旧のほうにも取り組んでいただきました。御礼申し上げます。

それでは、早速、皆様方の今現状、現場どうなっているのか、そしてまた、ご要望、ご意見を伺えればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、ぜひ都政へのご要望をお聞かせいただきますようお願いいたします。

○三多摩管工事協同組合（松本理事長） 皆さん、こんにちは。理事長の松本でございます。平素よりお世話になっております。

例年ですと、私どものほうで防災訓練を行っていたんですが、今年は実践を経験させていただきましたので、10月の13日に、防災訓練という名目は使いましたが、シンポジウムという形でやらせていただいて、問題点、要望等を抽出させていただきました。それに対する小冊子を作りましたけども、お手元に届いていなければ、今後お届けしたいと思っております。

それでは、早速ですけど、要望のほうは、私どもの副理事長の金子より説明させていただきます。

○三多摩管工事協同組合（金子副理事長） 要望、多摩地区水道の強靱化について。

多摩地区では、市町村単位で行われていた水道事業が都営水道に一元化され、今日に至っているが、市町域を超えた送配水管の二系統化、ネットワーク化が不十分である。

このため、東京都水道局は、東京水道長期戦略構想2020、東京水道施設整備マスタープラン、東京水道経営プラン2021を次々に策定し、多摩地区についても送配水管の二系統化、ネットワーク化を行うとともに、地域特性を踏まえ、配水区域の再編、配水管の耐震継手化や私道内給水管整備等を行っている。

当組合としては、引き続きこれらの事業を着実に執行し、首都直下地震等の大規模災害も見据えて、多摩地区水道の強靱化を一層加速していただくことをお願いしたい。

一方、東京水道長期戦略構想2020では、配水小管の更新に当たり供用年数を見直し、年間事業量を削減するとしている。我々地元事業者は、水道事業を支える重要なパートナーであると自負しており、特に事故時や災害時は最も頼りになる存在であると考えている。加えて、今年1月に発生した能登半島地震では、水道局との協定に基づき、38班、延べ1,380名の復旧支援隊を派遣し、管路の復旧に貢献している。

よって、これら多摩地区の事情に精通し、かつ高い技術力を持つ地元事業者を守るため、年間事業量の減少により水道事業を支える事業者の経営が大きく影響を受けることのないよう、引き続き事業量の確保をお願いしたい。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 本日に能登につきましてはご協力、また、訓練ではなく実践だったというお話、地域、被災地の皆さんも感謝しておられますし、何よりも東京のこの力を示して下さったと思います。

災害時などに備えてライフラインの充実、強化を図ってまいります。また、生活に直結しておりますので、都民生活守っていくことは重要だという認識は変わりません。また、多摩地区におけます水道システムの強靱化を図るため、これからも計画的に水道管路の耐震化を進めてまいりたいと考えております。

担当局からもコメントいたします。

○司会 それでは、西山水道局長からもお願いいたします。

○水道局長 まずは、日頃から水道施設の維持管理等を通じて、水道事業へご尽力をいただきましてありがとうございます。

多摩地区水道の強靱化につきましては、局の重要施策と認識しております。引き続き必要な事業量を確保するよう努めてまいります。

今後とも安全でおいしい高品質な水の安定供給に向け、皆様との連携をより一層深めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○司会 お話しいただいたご要望につきまして、都としてお答えをさせていただきました。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（三多摩管工事協同組合 退室）

○司会 続きまして、東京都トラック協会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京都トラック協会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 水野会長はじめとするトラック協会の皆様方には日頃から大変お世話になっております。ありがとうございます。

今年はちょうど2024年問題、まさに今それが各所で続いているということかと思えます。特に輸送サービスの向上に向けた人材育成、そして、緊急輸送体制の整備などについては、皆様方、大変お世話になっております。ありがとうございます。

今日は、そういった現場のお話などを伺わせていただく、また、皆様方のご意見、ご要望を直接お伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひお聞かせいただきますようお願いいたします。

○一般社団法人東京都トラック協会（水野会長） 皆さん、こんにちは。東京都トラック協会会長の水野でございます。

私は本年6月に浅井隆前会長の後任として会長に就任しました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しいところ、令和7年度東京都予算に対するトラック運送業界の要望の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、燃料価格の高騰・高止まりなどによる中小運送事業者の経営状況が大変厳しい中、昨年度に引き続き、運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業を実施していただきまして、誠にありがとうございます。当協会の会員事業者は大変感謝しております。この場をお借りして、改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、世界に目を向けますと、トランプ大統領の復活、あるいはイスラエルによるガザ地区の侵攻、ロシアによるウクライナの長期的な侵攻などにより、先行き不安定な世界経済の状況であります。一方、日本においても、先日、30年ぶりの少数与党の中、石破内閣が発足し、今後の日本経済の動向が混沌としております。

そうした中、我々、会員の99%以上が中小企業であるトラック運送業界は、かつてないほど厳しい経済局面が継続し、なかなか改善の兆しが見えてこないところであります。さらに、ご存じのように、先ほどお話がありました、令和6年4月1日から年間時間外労働時間が960時間に制限されるなど、ますますトラック業界は劇的な変化が求められております。

私はこの時期を好機と捉え、ドライバーファーストの視点に立って、標準的運賃の届出促進、ドライバーへの教育や健康管理等に向けた支援などを行い、トラック業界の地位向上に取り組んでおりますが、なかなか遅々として進まないのが現状であります。

東京都におかれましても、ゼロエミッショントラックの普及に向けた支援や燃料費への支援をはじめ、多くの対策に取り組んでいただくことで2024年問題への対応していただいております。また、東京都トラック協会は、交通安全、環境保全、防災対策、都民・利用者へのサービス向上対策など、多岐にわたる事業活動を展開しておりますが、その原資である東京都運輸事業振興助成交付金は、我々協会にとりまして一丁目一番地であり、皆様方のご支援なしにはその使命を果たすことはできません。引き続き東京都トラック協会へのバックアップをよろしくお願い申し上げます。

東京都トラック協会の要望書につきましては、2024年問題をスタートラインと捉え、さらなる困難な業界課題を踏まえた要望を取りまとめてございます。

内容につきましては、この後、鈴木税制金融担当の副会長からご説明しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○一般社団法人東京都トラック協会（鈴木副会長（税制金融委員会委員長）） それでは、ご説明申し上げます。

東京都トラック協会税制金融を担当する副会長の鈴木でございます。何とぞよろしく

お願い申し上げます。

今回、物流の2024年問題への対応の継続を含め、8つの項目を要望させていただいております。どの項目も重要な項目であります。時間との関係で、令和7年度の要望の中で特に重要な東京都運輸事業振興助成交付金の確保、ZEV、ゼロエミッションビークルトラックの普及、そして、道路整備の促進の3点についてご説明を申し上げます。

まず、1、トラック運送事業の経営基盤の確立対策であります。

先ほど会長が触れましたが、東京都トラック協会は、物流の2024年問題への対策に加え、交通安全、環境保全、防災対策及び都民利用者へのサービスの向上対策など、様々な形で都政にも貢献する事業を進めております。その原資となるのが東京都運輸事業振興助成交付金でございます。ところが、今回の衆議院議員選挙後、交付金の原資である軽油引取税の旧暫定税率分を解消しようという動きが一部の野党から出ております。私どもとしては、非常に危機感を持っているところでございます。

東京都からは、物流は都市活動の血液であり、東京の発展に極めて重要な役割を担っていると伺っております。我々運送事業者にとっては大変励みになる言葉であり、常日頃から感謝を申し上げます。

当協会は、今後とも様々な取組に絶えず進化させ取り組んでまいりますが、一方、東京都運送事業振興助成交付金の算定額は、都内におけるトラックの台数と軽油引取税額から導き出されており、東京都内では、両方の数字とも今後も減少傾向が見込まれております。

そこで、我々の事業の原資となる東京都運送事業振興助成交付金について、単純に国基準に基づく算定額ではなく、東京都の物流事業者のサポートとなるべく、現行の維持となるようにご配慮をお願いするものでございます。

2つ目は、4の環境対策等に関わる取組支援でございます。

昨年度もこの場で燃料電池トラック実装支援事業に中小運送事業者も参画してほしいという要望をさせていただき、その後、都知事の英断により、令和6年度予算にて燃料電池トラック実装支援事業とEVバス・EVトラック導入促進事業等の予算をつけていただきました。このような実装実験の段階から中小企業事業者が直接参加できたのは、恐らく初めてのことでございます。また、今回、実装実験に参加した中小企業者に対し様々なご支援をいただき、この場を借りて御礼を申し上げます。

さて、今回の実装実験の参加を踏まえ、燃料電池トラックの普及は何としてでも成功させなくてはならないと強く協会としては認識しておりましたが、やはり水素ステーションが少ないことがいかんともし難いことでございます。現行では、都外運送はできない上、水素を供給する場所も時間も限定され、効率よく利用することができない状況でございます。

令和7年度からは、大型燃料電池トラックの実装実験も開始されると聞いております。この事業を積極的に推進するためにも、官民を問わず、都内の水素ステーションをさらに

増やすことも含め、実装実験への支援の拡充をお願い申し上げたいというふうに思います。

また、EVトラック導入促進事業につきましても、徐々にEVトラックの導入を考えている中小運送事業者が増えてきております。その事業者も充電方法が課題となっており、近年、都内のEV充電施設は増えているものの、トラックを対象とするEV充電施設は依然として限定されております。引き続き、都内の施設も含め、公共用EV充電施設の拡充支援をお願いいたします。

3つ目は、5の道路整備の促進であります。

本年度から年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されることになりました。そうした中で、ドライバーの労働環境の改善、とりわけ長時間労働是正は喫緊の課題であり、その対策の一つとして、高速道路を活用し、輸送に関わる時間を短縮することが必要であります。国の物流適正化・生産性向上に向けたガイドラインでも、高速道路の積極的な利用が進められております。

そこで、都内の高速道路の円滑な利用を図るためには、料金のお願ひもごさいますが、首都圏3環状道路の全線開通や首都高速の日本橋区間地下化などのリニューアル事業は不可欠と考えております。現在、工事の一部中止の事情は承知してごさいますが、首都圏3環状道路の整備促進や安心・安全な道路整備の推進を適切に対応してごさいますようお願ひ申し上げます。

説明は以上でごさいますが、何とぞ小池都知事のご高配を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 今何点かご要望もいただきました。

私のほうから、2点、まず、経営基盤確立対策についてお話をさせていただきます。

東京の物流、そして都民の生活を皆様方によって支えていただいているわけで、運輸・運送事業者の取組を支援することは重要でございませう。都は、こうした事業者の皆様方の支援ということで、運輸事業振興助成の交付金でこれを行っているわけでございまして、引き続き必要な支援を行ってまいります。

それから、もう1点、ゼロエミッションビークルに関連してのご要望でございませうけれども、こちら、やはり大統領が誰であれ、どうであれ、我が国がどうやって運営していくかっていうことは、これは変わらないわけで、そういう意味で、これからもZEVトラックの普及も、これもスピード感を持って進めていく。

ただ、お話ありましたように、燃料電池のトラックの導入、そして燃料費への支援とともに、そもそものステーションが確立、確保していかなければならないということで、水素ステーションの整備と運営の後押しを行っております。また、EVトラックの導入や充電設備の整備に対しましても助成を行っているところでございませう。そして、都府施設に

公共用の充電設備も設置をしております、こういった取組を推進しまして、ZEVトラックの普及拡大しっかりと進めていく考えでございます。

その他ご要望については、担当の局のほうから回答させていただきます。

○司会 それでは、まず、建設局の上林山次長からお願いいたします。

○建設局次長 建設局でございます。日頃より当局の道路行政におきましてご理解とご協力賜りまして、誠にありがとうございます。

首都圏3環状道路の整備促進のご要望につきましては、建設局からご回答させていただきます。

首都圏3環状道路は、交通渋滞の解消のみならず、都市機能の向上や都市環境の改善を図るため、早期の整備が不可欠でございます。引き続き、工事の安全を最優先に、早期に開通することを国など事業者に強く働きかけをしております。

○司会 そして、都市整備局の小平次長からもお願いいたします。

○都市整備局次長 都市整備局でございます。日頃より当局事業にご理解、ご協力賜りまして、誠にありがとうございます。

私からは、安全・安心な道路整備計画の推進についてご回答させていただきます。

都は、今後とも輸送効率化に資する骨格幹線道路の整備など、道路ネットワークを充実させてまいります。

また、トラックの大型化につきましては、現行法令などで一定の対応がなされておりますが、今後も法令改正等に合わせまして、計画段階から適切に対応してまいります。

また、住宅地などの狭い道路につきましては、震災時に大きな被害が想定される地域におきまして、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動、また避難が行える防災生活道路を対象に、地元自治体が行う拡幅整備を支援、促進してまいります。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 お話を特にいただきました3点のご要望につきまして、都としてお話をさせていただきました。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（一般社団法人東京都トラック協会 退室）

○司会 続きまして、東京納税貯蓄組合総連合会の皆様でいらっしゃいます。

（東京納税貯蓄組合総連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようにお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 今日、近藤会長をはじめとする総連合会の皆様方、新宿へようこそお越しいただきました。また、日頃より東京都政へのご協力、ご理解、誠にありがとうございます。自主納税制度の確立、そして推進に向けて、これまでも税務の広報、そして租税教育など、ご尽力を賜っております。ありがとうございます。

それでは、今日は、早速現場のお声など伺うと同時に、ご意見、ご要望、直接伺えればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○東京納税貯蓄組合総連合会（近藤会長） たいまご紹介いただきました東京納税貯蓄組合総連合会、近藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、私ども活動などにつきまして、知事に直接ご説明する機会をいただき、誠にありがとうございます。

また、ご同席いただいております東京都の幹部の皆様方には、平素より当連合会の事業に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、重ねて厚く御礼申し上げます。

初めに、私から、団体の概要について説明させていただきます。

東総連は、納税貯蓄組合法に基づき、昭和31年5月に創立された公益性の高いボランティア団体でございます。現在、納税道義の普及と自主納付制度の確立に向けて、傘下の48地区連合会に所属する15万人の会員が一体となって地域に根差した納税キャンペーンや会員に対する実践的な研修など、様々な普及啓発事業を行っております。

また、次世代を担う若者に対しましては、中学生の税についての作文や教育現場における租税教室、様々なイベント会場での税金クイズといった租税教育にも力を入れております。東総連は、こうした活動を幅広く展開することを通して、国及び地方の税務行政に貢献し、同時に、納期内納税の考え方を社会全体に広く定着させる一助となっていることを自負しておるわけでございます。

もとより、税は我が国の国土の発展と繁栄を根幹で支える行政活動の源泉でございます。租税の納期内納税は現在、そして将来の国及び地方自治体の財政基盤の安定を図る上で極めて重要であると考えております。東総連は、今後とも傘下の48地区連合会が一致団結し、税務当局とも緊密に連携を図りながら、納税協力団体としての責務を果たしてまいり所存でございます。

東総連の具体的な活動内容、要望事項につきましては、引き続き、専務理事のほうからご説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○東京納税貯蓄組合総連合会（遊座専務理事） 専務理事の遊座でございます。

私からは、主な活動内容として2点及び来年度に向けての要望事項についてご説明させていただきます。

第1に、中学生の税についての作文募集事業でございます。

本事業は、次世代を担う中学生を対象に、税をテーマとした作文を書くことを通して税に対する関心を持っていただくと同時に、税についての正しい知識や理解を深めることを目的としております。この事業は、昭和42年から国税庁との共催で実施しているものであ

り、令和6年度で58回目を数えております。本年度は、都内約700校から約7万編のご応募をいただきました。優秀作品には、東京都からも東京都知事賞と主税局長賞のご提供をいただいております。

第2に、納期内納税推進のキャンペーン事業でございます。

例年、区民祭りや農業祭、産業祭など、人が集まる様々な機会を捉えて納期内納税などについて都民にお伝えしております。昨年度は、都内各地で延べ約130日にわたりキャンペーンを展開いたしております。現在、都は、東京デジタルファースト推進計画に基づき、行政サービスのプッシュ型への変革を推進していると伺っております。キャッシュレス納付は、税務行政の面から社会のデジタル化を目指すものであり、東総連におきましても、キャッシュレス納付を活動の重点目標に位置づけ、加盟する48の地区連合会と共にその普及拡大に積極的に取り組んでいるところでございます。

その他、東総連では、会報の発行や会員を対象とした研修会、講演会など、様々な事業を実施しております。

続きまして、要望事項についてご説明させていただきます。

東総連は、会員のボランティア精神に支えられた団体でございます。そのため、活動を支える財源の確保は最重要の課題となっております。現在、東総連では、役員からの会費や会報への広告収入などにより自主財源の確保に努めておりますが、東京都からの補助金が団体の活動を支える主要な財源となっております。

令和7年度からは、補助金交付申請手続のデジタル化に対応するとともに、効率的な業務運営を推進するため、引き続き財政基盤を確立するための努力を継続してまいり所存です。今後も国家、社会のために活動ができますよう、補助金の措置をぜひともご継続いただけますようお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私のほうからは、いろいろなキャンペーン、本当ご苦労さまでございます。そしてまた、ご要望の点で1番に上げられました補助金の継続の措置についてでございます。

税に対する納税者の理解と信頼を確保するというのは、もう何よりも必要不可欠でございます。都としまして、当然仕組みに関する分かりやすい広報活動や租税教育の推進、また電子申請、キャッシュレス納税など、行政手続のデジタル化によります、クオリティー・オブ・サービスとっておりますけれども、この向上に取り組んでいるところでございます。これからも税務行政のよき理解者でいらっしゃる皆様方の活動を後押しをしていけるように、都としてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

担当局のほうからもコメント続けさせていただきます。

○司会 それでは、武田主税局長からもお願いいたします。

○主税局長 主税局でございます。日頃からお世話になっております。

皆様方がボランティア精神を持って活動していただいて、税務行政の運営に貢献をいただいていること、大変心強く思っております。また、キャッシュレス納税の推進へのご協力につきましても、重ねて感謝申し上げます。

また、補助金の継続措置につきましては、お話のございましたデジタル化への対応も含めまして、皆様方の活動をしっかりと支えていけるように私ども受け止めさせていただいて、検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○司会 ご要望の点につきまして、都としてお話をさせていただきました。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京納税貯蓄組合総連合会 退室）

○司会 続きまして、東京青色申告会連合会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京青色申告会連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 本日、東京青色申告会連合会の皆様方、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。また、都政へのご理解、ご協力に関しまして、改めて感謝申し上げます。

青色申告制度の普及はじめ、個人事業者の方に対しまして納税のサポートなどでも日々ご尽力いただいているところでございます。

それでは、早速でございますが、現場の状況に精通しておられる皆様方からのご意見、そしてご要望、伺わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひお聞かせいただきますようお願いいたします。

○一般社団法人東京青色申告会連合会（相原会長） 東京青色申告会連合会の会長の相原でございます。

小池都知事、中村副知事はじめ、東京都の幹部職員の皆様方には、日頃から当青色申告会の事業活動に格別なるご支援、ご協力を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

また、本日は、小池知事におかれましては、第4回定例会所信表明ということで、いろいろとお疲れの中を、またお忙しい中をこのような機会を設けていただきまして、大変感謝申し上げます。

現在、政府では、いわゆる103万円の壁を引き上げる議論がされているところでございますが、東京都の税収の影響はいかばかりかと、知事の心中をお察しするところでございます。引き続きこれからも東京都民の幸せのために、サービスのために、なお一層ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

それでは、青色申告会の要望につきましては、当会の橋本税制委員長並びに事務局のほうから説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○一般社団法人東京青色申告会連合会（橋本副会長） 橋本でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料が届いていると存じますが、毎年同じ要望でございまして、都民のために私たちが頑張っておりますけれども、3つの要望がございまして、これをよろしくお願いいたします。詳しくは事務局よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○一般社団法人東京青色申告会連合会 では、説明をさせていただきます。

青色申告会から、相原会長、橋本税制委員長はじめ、伊東副会長、石井副会長、大戸副会長、三田副会長、そして大和田副会長、都内全域の副会長全員でお願いに上がりましたこと、よろしくお願いいたします。

それでは、毎年ではございますけれども、我々青色申告会連合会の3つの要望について説明をいたします。

固定資産税及び都市計画税の減免措置の継続についてでございます。

1つ目は、小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置について、令和7年度以降も継続いただきたいということでございます。

こちらは、小規模住宅用地でございますので、都内に住む全ての方々に対して、これからも都民であり続けられるように軽減措置を継続いただきたいというものでございます。

2つ目は、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置について、令和7年度以降も継続いただきたいというものでございます。

私ども青色申告会は、小規模事業者、つまり個人で商売をしている、ビジネスをしているという会員の集まりでございます。したがって、不動産貸付け等を行います小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免は、会員の生活にとって欠くべからざる制度でございます。したがって、来年度以降におきましても、ぜひご継続をいただきますようお願いいたします。

3つ目が商業地等に対する固定資産税、都市計画税の負担水準の上限を65%に引き下げていただいている減額措置について、こちらも来年度7年度以降も継続いただきたいというものでございます。

この65%に引き下げる減額措置、負担水準の不均衡是正、過重な負担の緩和を目的として設定をされておるものでございますが、私どもの会員にはやはり商店街で事業を営み、地域を守っている会員が多うございます。そういった方々の声にぜひお応えいただきます

よう、今年度もよろしく願いをいたします。

都内に在住する都民、それから、都内でビジネスを営む小規模事業者、全ての都民の願いでございますので、来年度以降もご継続いただきますよう、知事のお力添えを賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 まず、固定資産税、都市計画税の軽減措置を継続してほしいというご要望でございました。

23区の地価水準というのは、全国と比較しますと極めて高い状況が続いております。加えて、物価高騰が長期化をしているということが影響して、都民、また中小企業の皆様方、厳しい状況に置かれているということから、税の負担感には一定の配慮が必要だと考えております。

令和7年度につきましては、都民、そして中小企業などの税負担感はもとよりでございますが、経済の動向、そして都の財政の状況なども踏まえまして、都としてしっかり検討していく考えでございます。

私からは以上でございますが、担当局からもコメントを続けさせていただきます。

○司会 それでは、武田主税局長からもお願いいたします。

○主税局長 主税局でございます。日頃からお世話になっております。

ご要望いただきました件、固定資産税等の軽減措置でございますけれども、私どもとしてもしっかりと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

皆様におかれましては、個人事業主の方々の税に関する相談の窓口として、今後ともご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○司会 お話を頂戴しましたご要望につきまして、都としてお話をさせていただきました。よろしゅうございますか。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（一般社団法人東京青色申告会連合会 退室）

○司会 続きまして、東京税理士会の皆様でいらっしゃいます。

（東京税理士会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 皆様、こんにちは。今日は足達会長をはじめとする税理士会の皆様方にお越しいただいております。日頃から東京都の政策に対しまして、ご協力、ご理解、誠にあり

がとございます。

税務に関する専門家として、法令に規定された税務、納税義務の適正な実現を図るということでご尽力を賜っております。

今日は、現場の実情に一番お詳しい皆様方からご意見、ご要望を直接伺えればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひお聞かせいただきますようお願いいたします。

○東京税理士会 それでは、私のほうから、東京税理士会からの東京都予算に対する要望として4点、今年は上げさせていただいておりますが、3点、今回お話しさせていただきます。

まず1点目、都内事業者のデジタル化支援についてでございます。

東京税理士会のほうで、本年10月31日に会員税理士向けに開催した税理士情報フォーラム2024、こちらに東京都主税局の方、それから東京都産業労働局の方々にご出展いただきまして、本会の会員に向けまして、キャッシュレス納付、それからデジタルナビゲーター事業につきまして、施策の周知、広報をしていただきました。本当にどうもありがとうございました。

本会会員は、個人が約2万4,000人、それから法人で2,000、都内にございます。インボイス制度や電子帳簿保存法、それからキャッシュレス納付など、事業者のデジタル化支援に我々のほうも積極的に行っております。ぜひ今後とも我々専門家の活用を図ることで、さらなる事業者のデジタル化の支援をお願いしたいということでございます。

それから、2点目、一方で、デジタルデバインド対策についてということになります。

東京都が牽引する行政サービスの改革においては、電子申告、電子納税の進展が期待されていますが、急速なデジタル化オンリーになってしまいますと、高齢者等の納税者が取り残されるというようなこととなりますので、その配慮が必要かと思っております。

実務的な視点からは、電子申告をしない、電子納税をしないという納税者の方もいらっしゃいますので、窓口で収受印を押すとか、納付書の送付は継続するというようなところのデジタルデバインド対策につきましても、策定のほうをお願いしたいということでございます。

それから、4番ということになりますが、法人住民税、事業税の電子納付につきましてもの要望でございます。

現在、e L T A Xから申告後に納付情報を登録しますと、収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分、この全てが既に表示されるようにはなっております。しかし、これらの番号を用いても納付を行うことができず、所轄の都税事務所から納付書を郵送で送ってもらい、それに記載されている番号等を使用しなければ納付できないということもございます。

電子申告後に表示される番号等によって納付が行えるように、国税のe-Taxにおけるダイレクト納付等のような仕組み、簡潔に納付が行えるような仕組みを早急に対応をお

願いたいということでございます。以上となります。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望でございました。

これまで都は、税理士会の皆様方と連携して、e L T A X納税に関する説明会の実施、また税理士会の会員の皆様方への周知などでキャッシュレス納税も推進してきたところでございます。

また、中小企業が事業の継続と発展ができますように、D Xの推進に向けた専門家の派遣、費用の助成も行い、助成額、助成の上限額を引き上げていくなど、支援の拡充を図っているところでございますが、これからも税理士会の皆様方、連携しながら、キャッシュレス納税の普及に向けた取組、また中小企業のD Xの推進に向けた支援を通じて、事業者のデジタル化がさらに進みますように努めてまいりたいと思います。

ご要望について、引き続き担当局のほうからお答えをさせていただきます。

また、鴨田先生にはいつも都税調で大変お世話になっております。ありがとうございます。皆さん、本当にありがとうございます。

○司会 それでは、武田主税局長、お願いいたします。

○主税局長 主税局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

お話のいただいたデジタルデバイド対策についてお話をいたします。

税務行政におけるデジタルデバイド対策につきましては、ご要望の中でもお話がございました、高齢者の方に対してですけれども、高齢者向けにキャッシュレス納税の利用方法を説明する機会を設けるほか、システムの構築ですとか改善に当たっては、煩雑な操作を要しないシンプルな設計にするなど、デジタル機器に不慣れな方でも利用しやすい環境を整えるように努めてまいりたいというふうに考えております。あわせて、都税事務所の窓口におきましても、納税者の申告ですとか、納税などの手続についてしっかり対応してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、電子納付についてでございますけれども、地方税のe L T A Xにつきましては、現在、国の検討会において、自動ダイレクト機能の実装に向けた検討がなされております。それまでの間につきましては、メール等で事業者とe L T A XのI D等を共有することで、事業者側でも簡単に納付可能なe L T A X電子納税をぜひご利用いただければというふうに思っております。

今後もe L T A Xのダイレクト機能ができるだけ早期に導入できるように、総務省ですとか、e L T A Xの開発、運用を行っている地方税共同機構と連携をした取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○司会 特にお話をいただきました3点のご要望につきまして、都としてお答えをさせていただきます。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京税理士会 退室）

○司会 続きまして、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、そして、日本旅館協会東京都支部の皆様でいらっしゃいます。

（東京都ホテル旅館生活衛生同業組合・日本旅館協会東京都支部 入室）

○司会 どうもありがとうございます。係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 まず、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、また、日本旅館協会東京都支部ということで、工藤理事長、石井会長はじめとする皆様方、お越しいただきました。日頃より東京都の施策に対しましてのご理解、ご協力、誠にありがとうございます。

また、インバウンドが大変増加しているということから、事業者間の連携、また接遇に関する研修会などの開催を通じて、ホテル・旅館業の健全な発展にご尽力いただいております。

今日は、そのインバウンド、その後、今どうなっているのかなども含めまして、現場の話、ご意見、ご要望を伺わせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○東京都ホテル旅館生活衛生同業組合（工藤理事長） もうよろしいですか。

○東京都ホテル旅館生活衛生同業組合（工藤理事長） 東京都ホテル旅館組合の理事長、工藤哲夫でございます。

このたびはこのような機会を設けていただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、我々宿泊業は、コロナの3年間、地獄の苦しみを経験いたしました。おかげさまでコロナも終息し、インバウンドのお客様も大勢いらしていただき、やっと通常の営業ができるようになりました。観光庁の発表によりますと、10月の訪日外国人数は、単月で331万人、年間約3,500万人を数えることになりそうだそうです。これは、東京都をはじめ、関係の皆様方の努力によるものと、深く感謝を申し上げます。

この秋に開催されましたニューヨークのシティーセールスには、我々組合並びに日本旅館協会東京都支部も参加をさせていただきました。特にセントラルステーションで行われました市民向けのイベントには大勢のお客様が来場されまして、活気あふれる形を見ることができました。

また、訪日外国人の消費額は、2023年5.3兆円でしたが、本年、2024年には七、八兆円に達すると言われております。このことは、日本の経済にも大きく寄与するものでありまして、我々としても大変ありがたく思う次第であります。



○日本旅館協会東京都支部（石井会長） 日本旅館協会の石井です。

私のほうからは、去年と同様に、やはり人手不足っていうのが大きな問題になっておりまして、今、工藤理事長のお話でも、宿泊単価が3万円以上とか、高級ホテルがすごく増えて、英語ができる学生なんかは、今時給1,500円ぐらい、もう国の目標である1,500円ぐらいに到達していて、それでも応募に来ないっていう状況が続いていて、うちの場合は、そんな急に2万円とか3万円に宿泊費を上げられないですし、毎週のようにリピーターさんが来る中で、今まで、コロナ以降ですね、上げた金額は、宿泊単価3,000円ぐらいのものでして、その中で1,500円の時給を出すっていうのはちょっと考えられなくて、やはりそれでも頑張って1,200円、1,300円、それでも集まらなくて、うちのは中小企業で、10人以内の事業所ということになっているんですけれども、そうすると、通勤をしていただきたいんですけど、そういう人材が集まらなくて、ある月なんか12人とか13人、週1日の、それも5時間とか、それこそタイミーを使ったりとか、そういうもう大きな人数を抱えてやっと回しているという感じなんで定着人材がなかなか見つからないっていうことが私どもの今の悩みですので、ここに来て外国人の人材、そちらを雇いたいんですけども、住居の問題がありまして、住居費、東京の家賃も高騰して、不動産も上がっていて、なかなか都内にアパートを借りられるっていう状況にもうちはなくて、その辺の補助をどうかお願いしたいなど。

何か別府なんかのお話聞くと、留学生がたくさんいて、その方たちが現場で働いていて、かなり従業員数は足りているっていうお話なども聞いております。それで、東京都内、やはり留学生、ほかの都市に比べても多いと思うので、そのような人材をうちのほうでも雇いたいなど思っているもので、何か助けていただければ助かります。以上です。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 それでは、ご要望の中に、宿泊税の課税価格の引上げということでお話ありました。

制度の創設時と比べますと、高額な宿泊施設が増えております。そして、宿泊税をめぐる状況も大きく変化をしております。税率の水準などを含めて、宿泊税の在り方については、観光産業をめぐる状況であったり、また都の観光振興施策の今後の展開踏まえながら、直近の宿泊料金の動向調査などを行いまして、税への負担感なども考えて、引き続き見直しについての検討をしまいる考えでございます。

その他のご要望ございましたので、担当局のほうから続けさせていただきます。

○司会 それでは、まず、オーバーツーリズムのお話を頂戴しましたので、幾つかの局にまたがりませんが、まず、雲田保健医療局長からコメントをお願いします。

○保健医療局長 保健医療局でございます。いつもお世話になっております。

私からは、外国人の路上喫煙につきましてお答えをさせていただきます。

健康増進法におきまして、望まない受動喫煙防止のための配慮義務が規定をされており

まして、都では、多言語版のリーフレットなどにより、この配慮義務についての啓発を行っております。

また、現在、訪都外国人に向けた都内の喫煙ルールの普及啓発強化について検討しているところでございます。以上でございます。

○司会　そして、オーバーツーリズム、田中産業労働局長、お願いします。

その他の点についても、続けてお願いします。

○産業労働局長　それでは、オーバーツーリズムの関係で、外国人旅行者に対する普及啓発という部分でございます。

都では、先ほどご説明いただきました外国人旅行者に対しましては、日本の習慣、マナーを紹介する冊子を作成して、ウェブサイトや観光情報センターのほかで、ホテル・旅館の皆様にもご協力いただいて周知を図っているところでございます。本当にお世話になっております。ありがとうございます。

また、今年度は、新たに海外でも人気のキャラクターを使って、マナー啓発シールですとか、あとポスターの掲示を行ってございます。さらに、区市町村が取り組む混雑緩和ですとか、あとマナー啓発などへの支援制度も設けているところでございます。今後も外国人旅行者への啓発に対してきちんと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

続きまして、あと、家主不在型の民泊のお話でございました。

住宅宿泊事業は、多様な宿泊需要に応えることが期待される一方で、ごみ出しですとか、あと騒音などによる住民生活への影響が生じないことが重要だというふうに考えてございます。都といたしましては、住宅宿泊事業法や都のガイドラインなどに基づきまして、健全な住宅宿泊事業の普及を図ってまいります。

また、旅館業法に基づく許可を受けている施設に対しましては、権限を持つ自治体が法令などに従って、適切に監督、指導を行っているということでございます。今後とも旅館業法に基づき、適切な監視、指導を行ってまいります。

続きまして、外国人の労働者の雇用した場合の支援についてというお話でございました。

観光産業の人材確保を後押しするため、都では、観光業界の魅力の発信するほか、観光関連事業者さんが行っております採用イベントへの出展、従業員への研修といった人材確保や育成の取組を支援してございます。また、観光関連事業者のインバウンド対応力を高めるため、専門家派遣ですとか、あと留学生向けの職場見学会など、外国人材の活用に向けて、こうした支援を行っているところでございます。引き続き観光事業振興の観点から、こうした取組を着実に進めてまいります。

○司会　そして、武田主税局長、お願いします。

○主税局長　私のほうからは、税の固定資産の関係でございますけれども、特定の税負担の軽減を図る政策税制措置につきましては、公平性ですとか経済性、他の支援措置との役割分担などを十分に踏まえる必要があるというふうに考えてございます。

都におきましては、厳しい経営状況にある中小企業の支援等を目的といたしまして、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の2割減免措置を講じておりまして、こういった取組につきまして、今後、財政状況等を踏まえて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

私のほうからは以上です。

○司会 お話を頂戴しました要望につきまして、都としてお答えをさせていただきました。よろしゅうございますか。

○東京都ホテル旅館生活衛生同業組合（工藤理事長） 最後に一言申し上げたいと思いますが、このインバウンドの隆盛というのは、本当に都にとっても日本国にとっても非常に大きなプラスになると思います。

この金の卵を大事に育てるためにも、それに対する、先ほど申し上げたオーバーツーリズムとか、その陰の部分になるべく早めに、マナーやエチケットのみならず、いろんな方面においても手を打っていただいて、住民と観光客の人たちがウィン・ウィンの関係になれるように、ぜひご指導いただきたいというふうに思っております。以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京都ホテル旅館生活衛生同業組合・日本旅館協会東京都支部 退室）

○司会 続きまして、東京経営者協会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京経営者協会 入室）

○司会 ありがとうございます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 経営者協会の皆様方には日頃から都政へのご協力、ご理解賜っております。誠にありがとうございます。

経営層を中心とした交流や情報交換ということでもご尽力いただいております。また、人事や労務に関する経営課題への支援活動などを通じて、経済社会の発展、そして都民生活の向上にお努めいただいております。

それでは、早速ではございますが、現場の声、ご意見、ご要望などを伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひお聞かせいただきますようお願いいたします。

○一般社団法人東京経営者協会（斉藤副会長） 東京経営者協会では副会長を務めております東京ガスの斉藤でございます。

このたびは、小池知事に直接お目にかかり、ご説明させていただく機会を頂戴し、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、会員企業から寄せられた当会の2025年度都政への提案についてご説明をさせていただきます。時間が限られておりますので、全59項目のうち、9項目に絞って述べさせていただきますと思います。

第1に、電子化・デジタル化への取組強化でございます。

東京都では、行政手続の電子化の取組や書類の統一化を積極的に進めていただいておりますが、特別徴収税額通知書、これ納税義務者用でございますけれども、これや各種届出に使用する就労証明書、固定資産税課税台帳の縦覧手続の必要書類などを都内全ての自治体で統一いただき、電子申請も都内全域で同じようにできるようにしていただきたくお願い申し上げます。都内統一で同じ申請書類としていただき、電子申請、書面の電磁的交付が拡大されれば、企業の手間は大幅に軽減いたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

第2に、雇用・労働問題です。

労働人口減少を背景に、生産性、効率性を高めるために、企業のDX化が進んでございます。東京都のリスクリングの支援もございますけれども、主に中小企業向けになってございます。就労人口の多い大企業向けにも対象に加えていただき、より多くの人に活躍の機会を与えるような支援をお願い申し上げます。

第3は、交通事情の改善です。

東京都では、既に時差Bizを進めていただいております、通勤の快適性の向上に加え、フレックスタイム制の導入など、労働環境の整備による多様な働き方の実現にもつながっております。東京都には、引き続き時差Bizの推進をお願いするとともに、時差通勤定期券の購入やフレックスタイム制など、多様な働き方を導入した場合の勤務制度の変更や関連するシステム導入に伴う費用に対する助成金などの支援をお願い申し上げます。

第4は、環境・エネルギー問題です。

水素の直接利用の検討に加えて、水素とCO<sub>2</sub>、二酸化炭素から製造する合成メタンについても供給、利用の推進をお願い申し上げます。合成メタンは、CO<sub>2</sub>を有効活用でき、既存の都市ガス導管や設備機器を利用できるため、コストを抑えながら脱炭素化を図ることが可能となります。早い段階から普及につながるように、制度設計や補助金等の積極的な支援をお願い申し上げます。

第5は、防災・減災対策です。

昨今、線状降水帯やゲリラ豪雨などの風水害が発生しており、海拔ゼロメートル地帯の多い東京でも大きな被害が想定されます。東京都では、様々な事業計画やガイドラインを策定されておりますけれども、これらの事業に関する都民の認知度を上げるよう、積極的な情報発信に努めていただきたくお願い申し上げます。

第6は、教育問題です。

国民の金融資産所得の増加が重要とされる中、会員の金融機関には、地域の学校での金融教育の一環として、講師派遣や職場体験実習を頼まれることが増えております。地域貢

献として積極的に取り組んでおりますけれども、金融教育用の標準化された教材が少ないのが現状でございます。学習到達目標に関する目線合わせや学習の標準化ができるよう、東京都共通の金融学習教材作成についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

第7は、都市づくり政策です。

電力会社では、都内に変電所を設置する際に、オフィスビルなどの建物地階スペースを賃借していることが多くございます。この借室変電所の建物が再開発や建て替えの際に、建物オーナーや開発事業者から退去を要請されることがあり、借室変電所の移転を検討するものの、都心エリアでは土地に限りがあり、代替地を探すことが難しい状況でございます。現行制度では、開発事業者にメリットが薄いため、インフラ施設を受け入れてもらえない状況が発生してございます。今後、計画的に移転先が確保できないと、変電所の適切な維持ができず、このままでは電気の安定供給に支障を来すおそれがございます。開発事業者が再開発に合わせてインフラ施設を設ける場合にメリットが得られるような新たな制度を導入いただくよう、ご支援をお願い申し上げます。

第8は、健康対策です。

2020年4月から健康増進法と東京都受動喫煙防止条例により、飲食店、娯楽施設、事務所など、2人以上の人が利用する施設は原則として屋内禁煙になりました。現在、東京都では、飲食店、宿泊施設向けの喫煙所設置に関する補助金制度はございますけれども、望まない受動喫煙防止の取組を全ての業種で行っていただけるよう、補助金の対象業種を増やしていただきたくお願い申し上げます。

第9に、最新技術への対応として、飛翔ドローンの活用に向けた運用改善をお願い申し上げます。

ドローンの使用には、東京航空局長や会場となる河川や海の管理者の許可など、複数の許可が必要になります。しかし、会場の隣接地が不特定多数の人が集まる場所であることを理由に、落下の懸念から不許可になったことがございました。そこで、ガイドラインや法令を遵守し、万が一ドローンが落下した際にも、下に人やものがなく、風に飛ばされた場合でも安全な距離を確保していることを論理的に説明できればドローンの飛行を許可していただけるよう、市町村への働きかけをお願いいたします。事業者と自治体で協力し合い、ドローンのショーによって東京の魅力向上にも貢献できるようにしたいと考えておりますので、ぜひご検討をお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

ただいま申し上げた要望の中から、要望書4ページの2の（1）、6ページの3の（3）、10ページの4の（7）、15ページの5の（2）につきまして、東京都のお考えをお聞かせいただければ幸いです。よろしくようお願い申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 それでは、何点か重要課題ってということでの今ご要望がございました。

私のほうからは2点、まず、時差Bizに関連してなんですが、鉄道の混雑緩和というのはハード、ソフト、両面から官民連携して解決していくべき大変重要な課題だと認識しております。混雑緩和の取組、その普及については、今年も11月に企業セミナー開催いたしました、引き続き取組を進めてまいります。

また、一人一人が希望に応じた働き方の実現も重要でございます。職場環境の改善に取り組む企業をしっかりと支援をしてまいります。

これからもこうした取組が着実に進みますよう、国とも連携取りながら、図りながら取り組んでまいると考えております。

もう1点、私のほうから、地球環境の保全とカーボンニュートラルという点で、合成メータンのご要望ございました。合成メータンなどの新しい燃料の活用を進めることは重要でございます。

都は、合成燃料の技術開発の推進については国に要望もしていると同時に、新エネの調査研究、また技術開発などの取組を支援しております。また、合成メータンの製造にも利用できるグリーン水素について、国内外から確保する取組についても力を入れてまいります。

引き続き、その他のご要望について、担当局のほうからお答えさせていただきます。

○司会 田中産業労働局長、お願いいたします。

○産業労働局長 では、産業労働局のほうから、要望書2の（1）でありましたリスクリング支援についてでございます。

産業構造の転換が進む中にありまして、会社で働く方が今後の発展が見込まれる事業分野で活躍できるよう支援していくことは重要だというふうに考えてございます。

都では、経営体力や人材育成のノウハウが不足しております中小企業対象に、従業員のスキルアップに向けた講習を実施するとともに、好事例を広く発信しているところでございます。こうした取組を参考に、大企業の人材育成にも活用していただければというふうに考えてございます。国とも連携しながら、引き続きこうした取組を支援してまいります。以上です。

○司会 続きまして、佐藤総務局長からもお願いいたします。

○総務局長 総務局長の佐藤でございます。

私からは、5の（2）ゲリラ豪雨等の風水害に対する対策及び情報発信の強化についてお答えをさせていただきます。

この夏も大変非常に激しいゲリラ豪雨というのがございました。都では、環状7号線の地下など、調節池の整備、あるいは流域対策などを行いまして、ハード面との対策というのは計画的に取り組んでおりまして、以前と比べますと、床上、床下などの浸水の被害というのは大幅に減少をしております。これと併せまして、ソフト面として、都民一人一人がリスクを正しく認識をして、適切な避難行動を取れるよう、情報発信、あるいは普及啓発に努めるということが重要となっております。

このため、都では、全国の自治体から収集した避難指示などの情報を報道機関に一齐に配信するアラートというものがございまして、それを活用いたしまして、災害に関する情報のプッシュ通知、あるいは学校教育の場やセミナー等で風水害の発生時に適切な避難行動を各自が取れますよう、東京マイ・タイムラインを活用して普及啓発を行っているところでございます。加えて、東京都防災アプリの中には、水害リスクマップという、災害リスクを身近なものとして捉えられる機能を搭載いたしました。

今後もこうした取組を通じまして、都民の安全・安心というものをしっかりと確保してまいりたいと思っております。以上でございます。

○司会 特にご指定をいただきましたご要望の点につきまして、都としてお答えをさせていただきます。

また、その他のご要望につきましても、これから来年度の予算編成を進めてまいりますので、そのプロセスの中で検討してまいりたいと考えてございます。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（一般社団法人東京経営者協会 退室）

○司会 続きまして、地中熱利用促進協会の皆様でいらっしゃいます。

（特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 このたびは地中熱利用促進協会20周年、おめでとうございます。また、日頃より都政へのご理解、ご協力賜っております。

また、ゼロエミッション東京の実現を目指している都でございます。地中熱というのは環境に優しいエネルギーで、皆様方にはその普及促進にこれまでもご尽力いただいております。

現場のお声を今日は聞かせていただくということで、ご意見、ご要望含めて、どうぞよろしくお願いいたします。

○特定非営利活動法人地中熱利用促進協会（笹田理事長） ありがとうございます。本日は、小池都知事に地中熱についての要望をお伝えする機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

NPO法人地中熱利用促進協会理事長の笹田と申します。

脱炭素の実現に貢献できる地中熱につきまして、東京都にご協力いただきながら普及に

向けた活動をこれからもともに進めることができましたら、これからお話しします多くの課題が解決できるものではないかなというふうに思っております。

本日、4つの課題についてお願いしたいと思っております。広報、それから、助成制度、地下水の規制緩和、それと、再エネ熱の義務化、この4点について要望させていただきたいと思っております。

1つ目は、地中熱の広報の強化です。

地中熱は、省エネ、それからCO<sub>2</sub>の削減効果、こういう点で非常に大きなメリットがあり、東京都でも実績が増えてきているんですけど、まだまだ普及が進んでいる状況にはなっていないかなというふうに思います。

この要因といたしまして、認知度が低いということと、それから、導入コストが高いということがございます。認知度につきまして、私ども協会でも地中熱のフォーラムであるとか、展示会であるとか、いろんな活動をしているところなんですけど、東京都には広報活動の強化で、ぜひ協力をお願いしたいというふうに思っております。

具体的には、導入に関係します市区町村、自治体の担当者の方とか、民間事業者を対象にしたセミナーが有効ではないかなというふうに考えておりまして、東京都と当協会が連携しながら市区町村、建築関係の業界団体等に働きかけを行いまして、公共施設を所管する市区町村の担当部署、提案を行う設計事務所、ディベロッパー等を対象に、東京都の政策、最近の導入事例等を紹介する普及啓発のセミナーをぜひ実施していただきますようよろしくお願いいたします。

2つ目は、助成制度の強化です。

脱炭素に向けた再エネのニーズっていうのは高まっているんですけど、一方、昨今の物価上昇で、建設業でも材料の価格、人件費、間接経費、全てが値上がりしているという、こういう状況でございます。市場環境が急速に変化している中で、地中熱でも建設の遅延であるとか、事業の見送りが発生してきております。業者のほうでも材料の調達とか、現場の作業で効率化に努めているんですけど、なかなか昨今の物価の上昇がすごいので、そのペースがはるかに私どもの努力を上回るような状況にありまして、補助金のニーズが高まっているという状況にあるのではないかなと思っております。

東京都として、市場環境に対応した要件の見直しであるとか、補助金の拡充、急速な変化に今後対応できる助成制度の強化をお願いしたいと思っております。

3番目は、地下水の規制緩和についてです。

近年、技術開発が進んできておりまして、くみ上げた地下水を全量その地下の帯水層に戻すという、こういう方法が確立されつつあります。地盤沈下がなく、大量の地中熱が熱利用できるという非常に優れた方法になります。この方法を用いたシステムはオランダでかなり進んでおりまして、既にオランダの市街地で3,000件の導入がございます。オランダでは、地方自治体、広域自治体なんですけれども、そこが所管する規制の枠組みの中で普及が着実に進んでいる状況がございます。我が国でも、環境省の技術開発事業の中で、地

盤沈下を起こさないで熱利用ができるという、そういう技術が実証されてきておりまして、脱炭素に向けた有力な手法として今関心が非常に高まってきているという、こういう状況にあります。

東京都におかれましても、東京での地下水利用に伴う地盤特性の変化というものを十分に把握していただいて、地下水の規制緩和、それから帯水層蓄熱の取組と、これはステップ・バイ・ステップで取り組む必要がある、慎重に取り組まなきゃいけないことだと思いますけれど、ぜひ東京都でも積極的にこの課題に取り組んでいただきたいなと思っております。

4番目が再エネ熱の義務化になります。

来年の4月から施行になります再エネ利用設備の設置を義務化する制度、この中で、地中熱も利用の対象になっているんですが、ほとんど地中熱がこの制度の中の一つの再エネであるっていうことの認識がないという状況にあるのではないかなって思っております。先ほど広報活動の強化についてお願いしておりますけれど、普及啓発のセミナーの中で説明していただくなど、この制度が地中熱に使えるということをぜひ地中熱に係る方、建築分野の方に伝えるようなことをしていただきたいなというふうに思っております。

もう一つ、義務化に関して、公共施設についてなんですけれど、東京都には省エネ・再エネ東京仕様っていうのがございまして、オリンピック・パラリンピックの施設への地中熱の導入のときにはこの制度がかなり大きな役割を果たしたのではないかっていうふうに思っております。

一方、地中熱がこの制度の中でどういうふうにかかれてるかということ、なかなか太陽光に比べると、全てで導入をどんどん進めましょうっていうことではなくて、条件によってはという、そういう位置づけなんです。ですから、地中熱も含めた再エネ熱について、もう少し位置づけを高めていただけるように検討をお願いしたいなというふうに思っています。

具体的には、熱需要の大きな施設、例えば病院であるとか福祉施設、こういうものには地中熱は原則導入とか、それから、庁舎の中でも、事務室やなんか常にも人がいるようなスペースありますから、ベース熱源として必要な部分ってあると思いますので、こういうベース熱源を担う熱源機として、原則導入となるような検討をお願いできたらというふうに思っております。

以上、詳しくは要望書にしたためましたので、よろしくご検討いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 4点ご要望がございましたうち、その最初の広報を強化せよというご要望。地中熱を利用するヒートポンプなどの設備などについて、住宅、そしてまた事業所への普

及を都は後押しをしてまいっております。また、地中熱について、都内での分布が分かるマップを公表したり、環境関連イベントなどでのパンフレットの配布など努めているところがございます。また、区市町村の職員を対象にしまして、再生可能エネルギーに関しての研修を実施して、地中熱などの導入事例、また都の支援策の周知も図っております。

今後も地中熱の普及や認知度の向上という点につきまして、PRに一層取り組んでまいりたい。今、私は住宅や建築物の燃費というものがあるだろうということなど、いろいろ切り口も変えながらPRに努めていきたいと考えております。

その他ご要望がございましたので、担当局から続けさせていただきます。

○司会 それでは、まず、田中産業労働局長、お願いいたします。

○産業労働局長 では、産業労働局のほうから、助成制度についてお話しさせていただければと思います。

地中熱などの再エネ熱の導入拡大を図っていくということは大変重要だというふうに考えてございます。都は、地中熱利用を含みます地産地消型の再生可能エネルギー設備などの導入に対しまして、今現在支援を行っているところでございます。

今後とも事業者や都民、区市町村などの脱炭素化の取組を着実に進めるため、こうした支援の充実を図ってまいります。

○司会 続きまして、須藤環境局長、お願いいたします。

○環境局長 それでは、3点目、4点目のご要望につきまして、環境局のほうからお答えさせていただきます。

まず、3点目、地下水の規制緩和についてでございます。

環境省によりますと、揚水後に地下水を還元する場合でも、地盤状況により、地盤沈下リスクがあるということを指摘されております。都内の地下水は未解明な部分が多いことから、東京都では、学術機関とも連携し、様々な科学的データを収集、蓄積するなど、研究を進めております。最新技術の動向にも留意して、引き続き持続可能な地下水の保全と利用を図ってまいります。

続きまして、4点目、再エネ熱の義務化についてでございます。

都内のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の約7割が建物に起因しており、業務、家庭部門の対策強化が急務となっております。

都では、来年4月から戸建て住宅やマンション、オフィスビル等の新築時に再エネ利用設備の設置を義務づける制度を施行いたします。この再エネ利用設備には、太陽熱や地中熱等の再エネ熱利用設備も対象としております。また、設計者などを対象とした説明会等において、再エネ利用設備の設置義務を説明する際、地中熱を再エネ利用設備として紹介するなどの普及啓発活動も行っております。引き続き導入拡大に向けた発信を行ってまいります。

なお、都有施設におきましては、施設の特性、立地状況等に応じて、地中熱の導入を検討しております。

○司会 ご要望につきまして、都としてコメントをさせていただきました。よろしゅうございますか。

○特定非営利活動法人地中熱利用促進協会（笹田理事長） ありがとうございます。

最後の義務化のところ、都の管轄する公共施設やるに当たっての省エネ・再エネ東京仕様っていうのはございます。この中で、さっきお話ししましたように、いろんな再エネがどういう形で導入できるかっていうことが書かれていて、太陽光はもう全て原則導入になっているんですね。ところが熱関係になりますと、太陽熱は病院とかは原則導入なんですけど、それ以外は、今お話にあったように、状況によってという形になっていて、状況によってということになりますと、その提案者なりが判断するっていう形になると思うんですけど、もう少しそこを踏み込んだ形で、それぞれの熱の特性に合うような形でこの省エネ・再エネ東京仕様をつくっていただけると、そうすると、熱関係の利用の促進につながるんじゃないかなっていうふうに思っているんで、これ、多分何年かに一度のその検討だと思うんですけど、23年の1月に1つ、ZEBに向けての検討が出されているので、次の機会に、今お話ししました中身、もう少し具体的なところを検討いただけたらというふうに思っております。

それから、地下水の規制緩和について、去年も同じようなご答弁いただいているんですけど、実際に進んでいるオランダとか、そういうところはやはり地盤沈下のことを念頭に置きながら、いろんな事業、実証事業なんかもやられていると思うので、日本でも環境省が実証事業やって、それで、こういうやり方であれば地盤沈下のリスクを回避しながらできるという、そういうような実績が出てきておりますので、一般論ではなく、もう少し踏み込んだ形で対応していただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

再エネ・省エネ指針でございますけれども、やはりプロセスとしてはそういう記載ではございますが、今お話がありましたように、やはり建物のZEB化いうことを追及しておりますので、熱に関しては、あらゆる可能性を排除しないという形で設計の段階から進めておりますので、お話の点も含めて、少なくともやっぱり都内の建物でございますので、先進的なZEB化を進めていきたいというふうに考えてございます。

○特定非営利活動法人地中熱利用促進協会（笹田理事長） お願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 退室）

○司会 続きまして、東京都食品衛生協会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京都食品衛生協会 入室）

○司会 係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 今日もご足労いただいております。東京都食品衛生協会の皆様方には日頃からのご協力、誠にありがとうございます。

食中毒をはじめ、衛生上の危害の発生を防ぐというための普及啓発、また食品衛生に関するの情報発信などを通じて、都民の健康増進、そしてまた食品業界の安全性の向上にお努めいただいておりますことを感謝申し上げたいと思います。

それでは、最近はまだコロナと違って、大分活気も出てきているかとは思いますが、その中で衛生の確保という点など、現場のお声を伺わせていただきます。ご要望も承ります。よろしくどうぞ。

○一般社団法人東京都食品衛生協会 それでは、一言ご挨拶申します。日頃は、小池知事をはじめ、東京都の幹部の皆さん方、大変お世話になっていること、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。そして、貴重なお時間をいただいたことも併せて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ご承知のとおり、当協会でございますが、中小の食品等事業者を中心といたしまして、創設以来、食中毒などの発生防止と食品業界の安定と発展に寄与するための活動を日々展開をいたしております。都民への健康増進に貢献いたしてもございます。東京との連携を図りながら、自主的衛生管理の普及啓発を中心とする食品衛生自治指導員によります巡回指導活動の強化、食の安全確保への取組に努めてまいり所存でございます。

そのためにはと申しますと、東京都からのご支援を賜りたく、ご要望をさせていただいております。

詳細につきましては、担当の福島常務理事より説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお聞き取り願いたいと思います。

本日はどうもお忙しい中、またお疲れのところ、よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

○一般社団法人東京都食品衛生協会（福島理事） 事業部門を担当しております福島でございます。

私からは、令和7年度予算要望につきましてご説明させていただきます。

初めに、1、食品衛生教育等事業委託について。食品衛生教育等事業の委託及び委託費について、必要額を確保されたいとなります。

本文4行目からとなります。平成30年6月に改正された食品衛生法が令和3年6月に完全施行され、原則全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務づけられましたが、その導入、定着を図るためには、継続的に様々な手段を用いて周知することが欠かせません。当協会では、これらを踏まえて、東京都をはじめとする行政庁のご指導をいただきながら、食品衛生自治指導員による巡回指導の強化や腸内病原微生物検査、検便を実

施するとともに、従事者教育講習会や業種別講習会などを開催して、法律等の改正や食中毒予防対策など、最新情報の普及啓発に努めてまいります。

また、HACCP制度化に対応するため、小規模飲食店向けの手引書に基づいた食品衛生管理ファイルを作成し、全ての会員に配付して活用方法等の指導を引き続き実施してまいります。

さらに、食品衛生街頭相談所の開設やリスクコミュニケーションの場となる消費者懇談会の開催などを通じて、消費者に対する確かな情報の提供に努めるとともに、ユーチューブ、動画配信を行うなど、オンラインによる情報提供にも取り組み、食の安全・安心を確保するため、自主管理体制の確立に努めてまいります。

これらの事業の円滑な推進を図るため、令和7年度食品衛生教育等事業に関わる東京都からの委託について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

次に、2、保菌者検索事業委託について。腸管出血性大腸菌O157、サルモネラの保菌者検索及びノロウイルス発生動向調査事業の委託及び委託費について、必要額を確保されたいとなります。

本文5行目からとなります。保菌者検索事業及びノロウイルス発生動向調査は、食中毒の予防対策として極めて有効であることから、令和7年度も当協会に対する事業委託について、引き続き特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

次に、3、食品衛生向上への取組に対する民間事業者活用について。HACCPに沿った衛生管理の定着を図るため、推進事業について、必要額を確保されたいとなります。

本文3行目からとなります。義務化されたHACCPは、営業施設がその取り扱う食品の特性に応じて実施する自主的衛生管理の取組であることから、行政による指導に加え、民間の食品衛生指導機関による助言等がその導入、定着に役立つものと考えます。

つきましては、営業施設等に対するHACCP導入、定着に当たっての技術的助言をはじめとする様々な支援等については、保健所によるものに加え、引き続き民間の食品衛生指導機関も活用して効果的に進めるべきと考えますので、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

以上、一般社団法人東京都食品衛生協会の要望とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私のほうからは、1番目、2番目、どちらも事業委託に関連してですが、まず、食品衛生教育などの件でございます。

食品衛生法が改正されて、HACCPが制度化されてから、食品衛生管理の向上、ますます期待されているところでございます。都としましては、皆様方、食品関係の営業をしておられる皆様方が自主衛生管理を向上され、また従業員の健康管理などの積極的な取組が円滑に推進できますよう支援をしてまいります。

そして、2番目が保菌者の検索についての事業委託でございますが、食品衛生対策というの、食の安全・安心に直結するものでございます。都民の暮らしを支える重要な取組でございますので、食中毒の発生防止の観点からも、引き続き皆様方と連携しながらしっかり対応図っていくことといたします。

その他ご要望については、担当の局が続けさせていただきます。

○司会 雲田保健医療局長、お願いいたします。

○保健医療局長 保健医療局からは、3番の食品衛生向上のための民間事業者活用につきましてお答えをさせていただきます。

食品衛生の向上には、保健所を設置する区市に加えまして、食品衛生に関し専門的な知見を有する民間事業者との協働が必要でございます。今後も様々な関係者と連携を図りながら、事業者の皆様の取組が円滑に進みますよう支援してまいります。以上でございます。

○司会 以上、ご要望につきまして、都としてお答えをさせていただきました。引き続き都政へのご理解とご協力、どうぞよろしくお願い申し上げます。よろしゅうございますか。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（一般社団法人東京都食品衛生協会 退室）